

トライアル雇用事業(試行雇用奨励金)について

1 概要

- 職業経験、技能、知識等から就職が困難な求職者について、原則3か月間の試行雇用(トライアル雇用)により、その適性や業務遂行可能性を見極めた上で、正規雇用等早期の安定雇用の実現を図る。
- トライアル雇用による求職者の正規雇用等早期の安定雇用の実現を図るため、一定期間のトライアル雇用を行う事業主に対して奨励金を支給する。

2 対象者

中高年齢者

若年者等

母子家庭の母等

季節労働者

中国残留邦人等
永住帰国者

障害者

日雇労働者

住居喪失不安定
就労者

ホームレス

3 支給額

月額4万円(最大3か月間支給)

4 支給申請窓口

都道府県労働局・ハローワーク

試行雇用奨励金(実績)

	開始者数	常用雇用移行率(※)
21年度	約 6万8千人	約 80%
22年度	約 8万5千人	約 80%
23年度	約 9万7千人	約 81%

(参考:平成23年度の対象者別開始者数の割合)

○若年者等:82.7%、○中高年齢者:5.5%、○障害者:11.7%、○その他:0.1%

※ 試行雇用期間終了者のうち、期間の定めのない雇用に移行した割合。

資料出所:厚生労働省提供資料